

仕様書

1. 委託業務名

令和6年度 湖国のリーダー意識改革促進事業業務委託

2. 業務の趣旨

目まぐるしく変化する世の中に対応するため、様々な視点を確保し、多様な発想を活かせる組織体制が必要であり、そのためにも企業内での女性の人材登用が不可欠である。しかしながら、女性管理職や役員の割合は依然として低く、女性がまだまだ意思決定の場に参画できていない現状となっている。

そこで、さらなる女性人材の登用およびその環境を改善するため、そのカギを握る県内企業のトップ、とりわけ県内企業の大半を占める中小企業のトップを対象に、女性活躍に取り組むメリットや積極的に女性活躍に取り組む企業トップの姿を広く発信することで、意識改革のきっかけにつなげる。あわせて、内閣男女共同参画局が事務局を務める「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」への参加を促進し、継続的な取組を促す。

3. 契約期間

契約締結日から令和6年12月27日(金)まで

4. 業務スケジュール(予定)

契約締結後～	冊子の企画、調整
令和6年7月上旬頃～	取材、記事・デザイン作成
令和6年9月中旬頃～	広告方法調整
令和6年10月末	冊子の納品
～令和6年12月末	報告書納品
※企画提案内容に応じて、受託者と県の協議によりスケジュールを調整する。	

5. 委託業務の概要

(1) トップ層向け啓発冊子の作成

6. 委託業務の対象

本業務の主な啓発・広報対象は、県内企業のトップ層(主に経営者)

7. 委託業務の内容

業務の内容は次のとおりであるが、本業務に上乘せ提案することも可とする。

(1) トップ層向け啓発冊子の作成

ア. 内容

県内企業のトップを対象とした、女性活躍(特に女性の人材登用)に積極的に取り組むきっかけとなる啓発冊子の作成(取材を含む)・印刷。

(仕様)

仕様:A4、中綴じ、フルカラー、12 ページ程度
印刷部数:1,500 部程度

(内容イメージ)

- ・「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」(以下、男性リーダーの会)参加者や女性活躍に積極的な経営者のインタビュー記事
 - ・女性活躍に取り組む先進事例の紹介
 - ・女性管理職・女性従業員の職場での悩み
 - ・女性活躍に関するデータの紹介
 - ・男性リーダーの会、滋賀県女性活躍推進企業認証制度、その他県が開催するセミナー等取組の紹介
- ※内容はイメージであり、企画提案内容に応じて、受託者と県の協議により調整

【参考】「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」(内閣府男女共同参画局)

参加者 323 名(R6.1.31 時点)

※詳細はこちらからご確認ください。

https://www.gender.go.jp/policy/sokushin/male_leaders/index.html

(実施条件等)

- ・女性活躍に取り組むことが魅力的に感じられる内容とすること。
- ・少なくとも3社の県内企業の代表者および取組を掲載すること。
- ・取材先については、受託者において案を作成したうえで、県と協議し、選定すること。なお、取材の実施にあたっては、受託者において企業と調整すること。
- ・男性リーダーの会への参加を促す内容の記事を掲載すること。
- ・認証制度やセミナー等の県事業の紹介については県と協議のうえ、記事を掲載すること。
- ・受託者は、完成品データ(イラストレーター等編集用データおよびPDF データ)をDVD等の記録媒体に記録し、県に納品すること。

8. 成果物の納品

- (1) 受託者は、本委託業務完了後、委託期間終了日までに委託事業の成果物を提出し、委託者による検査を受けなければならない。

9. 特記事項

- (1) 受託者は実施計画を作成するとともに、本業務に関する担当者を配置し、業務の進捗を管理するものとする。
- (2) 受託者は、「7. 委託業務の内容(1)」の業務に付随する業務を行うものとし、必要な一切の設備、人材、教材・資料を準備するものとする。

- (3) 本件「湖国のリーダー意識改革促進事業」の委託費の支払いは、完了後に一括して支払う。
- (4) 本業務の履行に際し使用する著作物等については、肖像権、著作権、商標権その他の諸権利を侵害することのないよう必要な手続きを行い、これに必要な経費は委託費に含むものとする。また、これらの知的財産権に関する問題が生じた場合には、受託者の責任においてこれを処理すること。
- (5) 本事業により作成される冊子の著作権(著作権法第 27 条および第 28 条に定める権利を含む。)は、委託料が支払われたときに受託者から県に譲渡されるものとする。また、受託者は、県および県が指定する第三者に対して、著作者人格権を行使しないものとする。
- (6) 受託者は、本業務の実施にあたり関係法令を順守すること。
- (7) 仕様のない事項または仕様について生じた疑義については、県および受託者の双方で協議するものとする。